

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画 【概要版】

令和7年3月改訂

蒲 郡 市



1. 計画の目的

蒲郡市（以下「本市」という。）は、平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」を令和 2 年 3 月に改訂し、ごみ減量・資源化の推進、資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践への取り組みを推進してきました。また、令和 3 年 3 月には、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言し、同年 11 月には、サーキュラーエコノミーをまちづくりに取り込み、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動（直線型経済）から生産・消費過程において極力無駄を減らし、排出される廃棄物を有効活用する循環型経済への移行を推進する「サーキュラーシティ」を目指していくことを表明しました。

今回、改訂後 5 年が経過し、計画の取り組みの進捗状況や令和 5 年度における目標の達成状況を確認・検証するとともに、ゼロカーボンシティ及びサーキュラーシティの実現に向けて見直しを行うものです。

2. 計画の範囲

本計画の範囲は、本市で発生する「一般廃棄物（ごみ）」を対象とし、一般家庭の日常生活に伴って発生するごみや事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のごみとします。

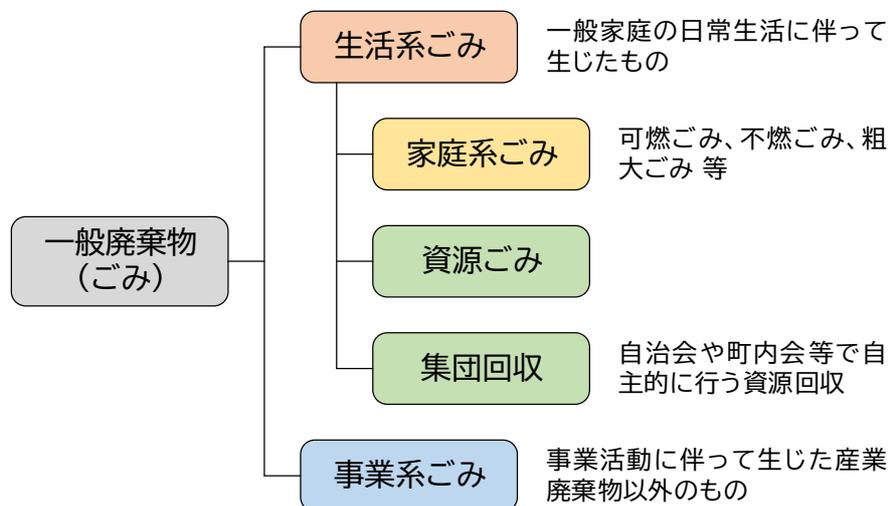


図 1 一般廃棄物(ごみ)の区分

3. 計画の期間及び目標年度

本計画書の目標として設定している令和 10 年度のごみ排出量は、令和 11 年度末頃に公表され、目標の達成状況が把握可能となるのは、令和 12 年度となります。そのため、本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間とします。

4. ごみ処理の現状（処理フロー）

ごみ処理フローは、図2に示すとおりです。

- 燃やすごみは、「蒲郡市クリーンセンター」で焼却処理し、焼却灰は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- 不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、「蒲郡市リサイクルプラザ」で破碎選別等を行い、資源物は、再生資源化業者等で資源化し、埋めるごみや破碎残渣は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。

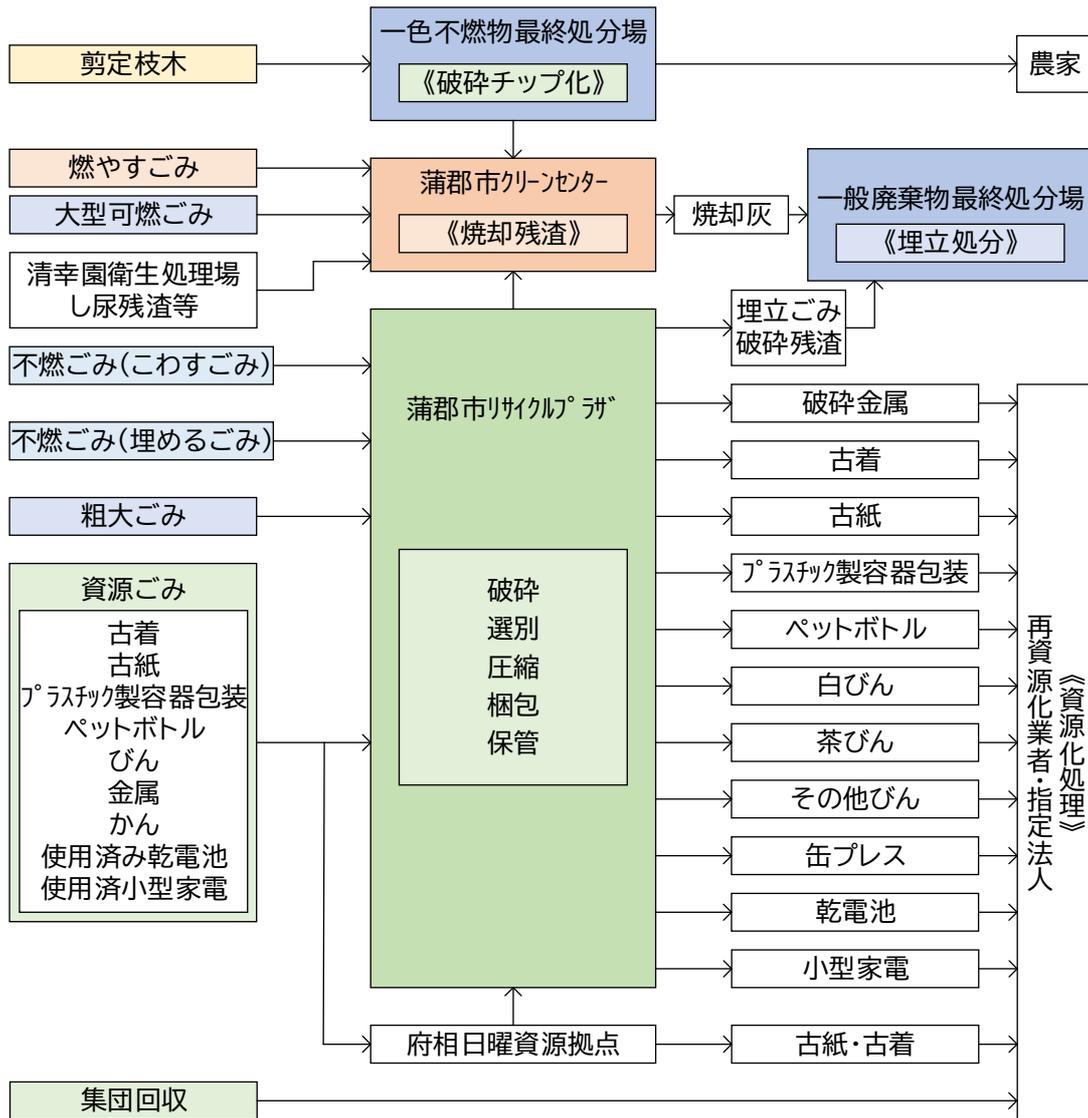


図2 ごみ処理フロー [令和6年度]

* 燃やすごみは、以下「可燃ごみ」といいます。

5. ごみ排出量等の現状及び計画目標

(1) ごみ排出量等の実績

生活系ごみ、事業系ごみともに、増減を繰り返しながらも近年は減少傾向を示しています。1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、平成30年度まではほぼ横ばい、それ以降は減少傾向を示しています。図4は資源化量及びリサイクル率の推移であり、総資源化量は、令和5年度には4,426t/年まで減少し、リサイクル率は15.1%となっています。

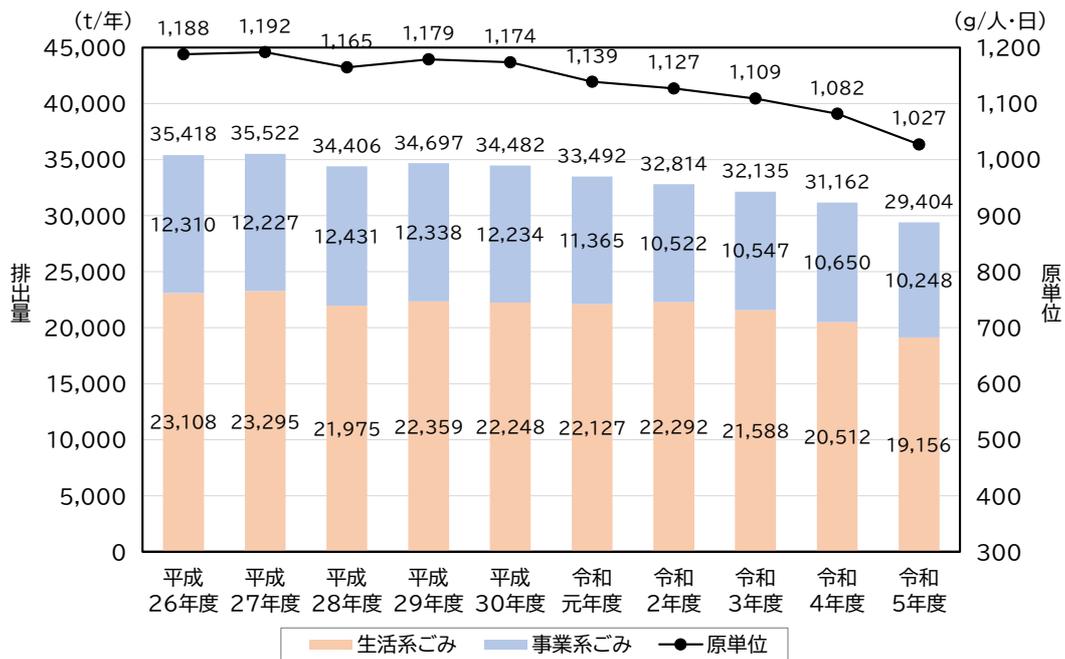


図3 ごみ排出量の推移

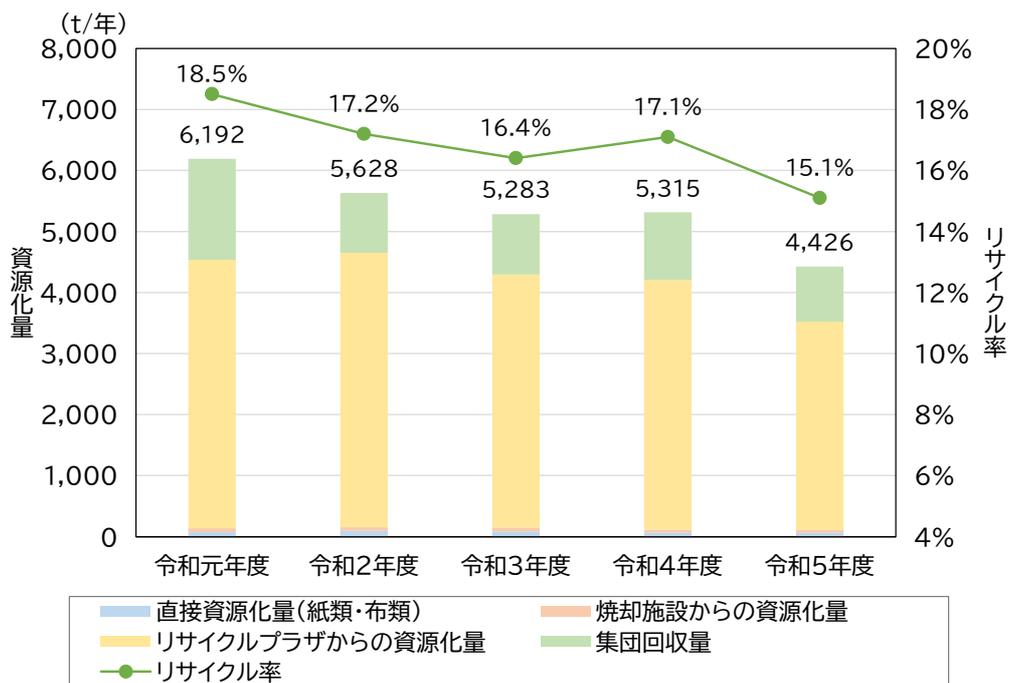


図4 資源化量及びリサイクル率の推移

(2) 本計画の目標値

本市では、ごみの減量化や資源化に向けて、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組み、令和10年度までに表1に示す目標の達成を目指しています。

表1 本市におけるごみ減量化・資源化等の目標

1	1人1日当たり生活系ごみ排出量 667g
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 500g
3	し尿等除く1人1日当たり事業系ごみ排出量 250g
4	リサイクル率 25%
5	最終処分量 2,579トン

(3) 目標値との比較

令和5年度のごみ排出量等の実績値と目標値との比較を表2に示します。ごみ排出量は、すべての目標区分で予測値(前改訂時に推計した予測値)を下まわり、計画目標の達成に向けて減量が進んできましたが、リサイクル率は、目標値と約10ポイントの乖離があります。

表2 目標値等との比較

	予測値	実績	目標値	目標値と実績値との乖離
	令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	
1人1日当たり生活系ごみ排出量	730g	669g	667g	2gの削減が必要
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	553g	530g	500g	30gの削減が必要
し尿等除く1人1日当たり事業系ごみ排出量	329g	265g	250g	15gの削減が必要
リサイクル率	17.9%	15.1%	25%	9.9ポイントの増加が必要
最終処分量	3,447トン	3,030トン	2,579トン	451トンの削減が必要

注)予測値は、令和2年3月改訂時に推計した予測値です。

6. ごみ排出量等の将来の見通しと目標値との乖離

(1) 生活系ごみ排出量の予測値

生活系ごみ排出量の予測値は、表3に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値667gに対して、予測値は648gと見込んでおり、これまでの取り組みを維持することで計画目標を達成する見込みです。

表3 生活系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

		実績	将 来				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口	人	78,199	77,602	77,005	76,531	76,057	75,583
可燃ごみ	t/年	13,632	13,433	13,273	13,134	13,032	12,860
不燃ごみ	t/年	525	517	511	505	501	495
資源ごみ	t/年	3,068	2,972	2,889	2,815	2,753	2,678
粗大ごみ	t/年	1,026	1,015	1,008	1,001	998	989
集団回収	t/年	905	891	878	868	857	844
計	t/年	19,156	18,828	18,559	18,323	18,141	17,866
原単位	g/人・日	669	665	660	656	652	648

(2) 事業系ごみ排出量の予測値及び目標達成に必要な削減量

事業系ごみ排出量の予測値は、表4に示すとおりです。令和6年度予測値は、資源ごみの増加により増加し、以降、横ばい傾向を示しています。

し尿等を除く1人1日当たり事業系ごみ排出量の目標値250gに対して、予測値は280gと見込んでおり、取り組み強化による削減量1人1日当たり30gが必要となっています。

表4 事業系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

		実績	将 来				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口	人	78,199	77,602	77,005	76,531	76,057	75,583
可燃ごみ	t/年	9,787	9,754	9,733	9,717	9,728	9,685
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	394	569	569	569	571	569
粗大ごみ	t/年	67	66	66	66	66	66
計	t/年	10,248	10,389	10,368	10,352	10,365	10,320
し尿等	t/年	2,670	2,655	2,634	2,618	2,609	2,586
し尿等を除く排出量	t/年	7,578	7,734	7,734	7,734	7,756	7,734
原単位	g/人・日	265	273	275	277	279	280

(3) 家庭系ごみ排出量の予測値及び目標達成に必要な削減量

家庭系ごみ排出量の予測値は、表5に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値500gに対して、予測値は520gと見込んでおり、取り組み強化による削減量1人1日当たり20gが必要となっています。

表5 家庭系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

		実績	将 来				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口	人	78,199	77,602	77,005	76,531	76,057	75,583
可燃ごみ	t/年	13,632	13,433	13,273	13,134	13,032	12,860
不燃ごみ	t/年	525	517	511	505	501	495
粗大ごみ	t/年	1,026	1,015	1,008	1,001	998	989
計	t/年	15,183	14,965	14,792	14,640	14,531	14,344
原単位	g/人・日	530	528	526	524	522	520

(4) 最終処分量の予測値及び目標達成に必要な削減量

最終処分量の予測値は、表6に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。最終処分量の目標値2,579トに対して、予測値は2,637トと見込んでおり、取り組み強化による削減量58トが必要となっています。

表6 最終処分量の予測値(施策現状維持の場合)

		実績	将 来				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
不燃物	t/年	702	626	622	618	616	611
灰固化物	t/年	2,329	2,076	2,062	2,050	2,044	2,026
計	t/年	3,031	2,702	2,684	2,668	2,660	2,637

(5) リサイクル率の予測値及び目標達成に必要な資源化量

リサイクル率の予測値は表7のとおり、年々低下する見込みであり、目標値25%に対して、予測値は14.5%と見込んでおり、10.5ポイントの乖離が見込まれています。また、総資源化量は、総排出量の予測値28,186トのごみが発生した場合でリサイクル率25%を達成するために約7,047トが必要となります。よって、ごみの総排出量が現状施策のまま維持したと仮定した場合、総資源化量を取り組み強化により2,949ト増加させる必要があります。

表7 リサイクル率の予測値(施策現状維持の場合)

		実績	将 来				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総排出量	t/年	29,404	29,217	28,927	28,675	28,506	28,186
総資源化量	t/年	4,426	4,478	4,372	4,275	4,197	4,098
リサイクル率	-	15.1%	15.3%	15.1%	14.9%	14.7%	14.5%

7. ごみの排出抑制・再資源化の推進

(1) 基本方針及び施策の柱

基本方針1 ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

施策1 **ごみ減量化の促進**

施策2 **再資源化の促進**

施策3 **食品ロス削減の推進**

基本方針2 市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制・再資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや5Rに取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なりサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

施策4 **リユースの推進**

施策5 **情報発信と環境教育の推進**

(2) 三者（市民・事業者・行政）の役割

市民の役割 日常生活の中でごみを捨てるという行為を考え直します。

- ごみの発生抑制行動を実践します。
- 物の再使用(リユース)や再生品利用(リサイクル)を優先します。
- 一人ひとりがごみの正しい出し方や分別ルールに協力します。

事業者の役割 事業活動の中で排出者責任・拡大生産者責任を果たします。

- 事業者自らが排出者としてごみの発生抑制に取り組みます。
- 生産者として適正なりサイクルや処分について一定の責任を負い、製品等の再使用や再生利用を促進します。
- 各事業者が適正なごみ処理や再資源化に協力します。

行政の役割 市民や事業者との協力体制を構築します。

- 市民・事業者が行うごみの発生抑制行動・事業活動を支援します。
- ごみの減量・再資源化に関する有効な施策を推進するとともに、積極的に情報発信します。
- 市民・事業者の模範となるよう率先してごみの減量・再資源化に取り組みます。

(3) ごみの排出抑制・再資源化の取り組み

● 施策1 ごみ減量化の促進

一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」や事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の排出量を削減し、焼却施設や最終処分場への負荷を軽減するために、ごみの減量化を促進します。

指 標	令和5年度	令和10年度
可燃ごみの排出量	23,419トン	20,000トン

1	生ごみの減量及び食品ロスの削減【重点】
2	草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化【重点】
3	プラスチックごみの発生抑制
4	使い捨て品の使用抑制
5	過剰包装等の自粛(抑制)
6	ごみ処理の有料化の検討
7	発生源としての排出抑制の取り組み
8	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底
9	処理手数料の見直し

● 施策2 再資源化の促進

排出される廃棄物を資源として有効活用し、循環型社会の構築を目指します。生活系ごみの中でも、資源ごみを除いた「家庭系ごみ」の排出量を削減するため、また、リサイクル率を高めるために、ごみの再資源化を促進します。

指 標	令和5年度	令和10年度
総資源化量	4,426トン	6,500トン

1	資源ごみの分別収集の実施
2	集団回収の利用拡大
3	自主回収の利用促進
4	雑がみの資源化の推進【重点】
5	プラスチックごみの分別収集の実施【重点】
6	資源化品目の拡大検討

● 施策3 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減は、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程に応じて計画的に取り組む必要があり、食品ロス削減に向けて市民・事業者・行政が連携して、8の食品ロス削減推進計画に取り組みます。

● 施策4 リユースの推進

市民一人ひとりが「捨てる」という行為を考え直し、不要となったものをごみとして廃棄する行動から人に譲ったり、繰り返し使うなど、リユース行動への転換を図ります。

指 標	令和5年度	令和10年度
メルカリ Shops 利用者数	108名	500名

1	リユース事業の実施【重点】
2	リユース意識の醸成

● 施策5 情報発信と環境学習の推進

ごみの発生抑制行動（リデュース）、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）に向けた行動変容を促進するために、市民・事業者に対し、ごみを減らす工夫や正しい分別方法の情報発信に取り組みます。

また、将来における循環型都市の担い手となる児童・生徒への環境学習を推進するとともに、市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催を通じて環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

指 標	令和6年度	令和12年度
サーキュラーエコノミーの認知度	8%	60%

1	積極的な周知啓発の実施
2	環境学習・行事の展開
3	グリーン購入の推進

8. 食品ロス削減推進計画

(1) 計画の目的

本市においても、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画として位置付け、市民・事業者・行政の三者が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

(2) 食品ロス発生量（推計）

本市の食品ロス発生量（推計）は、表8及び表9に示すとおりです。

推計方法は愛知県の食品ロス量(令和元年度推計)の発生割合を基に推計し、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス」と食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス」のそれぞれの発生量を推計しています。

表8 家庭系食品ロスの発生量(推計)

		愛知県[R元推計]		蒲郡市[R元]	備考
可燃ごみ				15,190ト	
家庭系食品廃棄物等		445千ト	-	4,268ト	可燃ごみ×28.1%(厨芥類)
食品ロス	食べ残し	81千ト	18.2%	777ト	
	直接廃棄	111千ト	24.9%	1,063ト	
	過剰除去	23千ト	5.2%	222ト	
	計	215千ト	48.3%	2,061ト	

注)各割合は、愛知県食品ロス等実態把握調査対象地の平均値です。
四捨五入の関係により、計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

表9 事業系食品ロスの発生量(推計)

		愛知県[R元推計]		蒲郡市[R元]	備考
可燃ごみ(し尿等汚泥除く)				7,903ト	
事業系食品廃棄物等		1,871千ト	-	2,221ト	可燃ごみ×28.1%(厨芥類)
食品ロス	外食産業	55千ト	2.9%	64ト	
	食品小売業	38千ト	2.0%	44ト	
	食品卸売業	3千ト	0.2%	4ト	
	食品製造業	169千ト	9.0%	200ト	
	計	265千ト	14.2%	315ト	

注)各割合は、愛知県食品ロス等実態把握調査(食品関連事業所アンケート調査)を踏まえ推計した割合です。
四捨五入の関係により、計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

(3) 削減目標に向けた役割と行動

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」では、2030 年度までに 2000 年度比で食品ロス量を半減させる政府目標の達成に向けて着実に食品ロスの削減に取り組むとしています。また、愛知県においても 2030 年度までに県内で発生する食品ロス量を 2000 年度比で半減させることを将来目標とした上で、計画期間における目標として 2026 年度の目標量を設定し、取り組みを推進するとしています。

本市では、このような国や愛知県の食品ロス削減目標の達成に向けて、各主体に求められる役割を認識し、食品ロス削減の行動を推進します。

市民の役割と行動
<ul style="list-style-type: none">○ 食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めます。○ 日常生活で自身が排出している食品ロスを把握し、食品ロス削減のための行動を実践します。○ 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品やサービスを選択・利用します。○ 事業者や行政が行う食品ロス削減の取り組みに協力します。
事業者の役割と行動
<ul style="list-style-type: none">○ サプライチェーン全体を見据えて、食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めます。○ 事業活動の中で自身が排出している食品ロスを把握し、削減します。○ 消費者である市民に対し、自らが行う食品ロス削減の取り組みを情報発信し、地域全体で食品ロスの削減を推進します。○ 県や市が行う食品ロス削減の取り組みに協力します。
行政の役割と行動
<ul style="list-style-type: none">○ 食品ロスの現状と削減の必要性について積極的に普及啓発します。○ 自らが率先して食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。○ 市民や事業者等の食品ロス削減の取り組みを支援します。○ 市民や事業者等と食品ロス削減に向けた協力体制を構築します。

(4) 食品ロス削減の取り組み

食品ロスの削減は、生産・製造加工・流通の段階において廃棄、失われる食品（フードロス）から消費段階において廃棄、失われる食品（フードウェイスト）の発生抑制に取り組むとともに、食品の有効活用や再生利用、生ごみの適正処理に向けた取り組みを推進します。

1	フードロスの削減
食のサプライチェーン(食品循環)の初期段階である農業・漁業などにおいて食材を生産・出荷する段階や原材料(食材)を加工・製造・流通させる段階でフードロスの削減に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 地産地消の促進 ② 廃棄食材の発生抑制及び資源循環に配慮した生産・加工製造の推進 ③ 納品期限の緩和(納品期限切れによる廃棄食材の発生抑制) 	
2	フードウェイストの削減
小売店や飲食店、家庭(消費者)において食品を消費する段階でフードウェイストの削減に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 賞味期限・消費期限の正しい理解 ② 「てまえどり行動」や「見切り品活用」の実践 ③ 飲食店の食べ残し防止(「3010運動」の実施、ドギーバッグの利用促進) ④ 「3キリ運動」の実施(使いキリ・食べキリ・水キリの実践) ⑤ 「食品ロスダイアリー」の活用 	
3	食品の有効活用・再生利用の推進
食のサプライチェーン全体で未利用食品・食材の有効活用と再生利用を推進し、食品ロスや生ごみの削減に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ① フードドライブ(フードバンク・子ども食堂等への食品提供)の実施拡大 ② フードシェアリングサービスの活用促進 ③ 端材の有効活用(アップサイクル) ④ 食品残さの堆肥化 ⑤ ダンボールコンポストの利用促進 	
4	生ごみの減量化・適正処理の推進
食品の再生利用や廃棄物の削減に取り組んでもなお、発生する生ごみを減量し、適正処理を推進します。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 生ごみ処理機等購入費補助金 ② 「3キリ運動」の実施(使いキリ・食べキリ・水キリの実践) ③ 生ごみの拠点回収(共同コンポスト)の検討 	
5	食品ロスに関する知識の普及啓発
食品ロス削減の取り組みを情報発信し、生産者・事業者・消費者それぞれの立場で「食べ物の循環(生産から食卓、廃棄・再利用)」を知り、市民・事業者・行政が協力して、食品ロスの削減に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 食品ロス削減に関する普及啓発等の情報発信 ② 食品ロスに関する出前講座の実施 ③ 食品ロス削減月間やデコ活アクションの普及啓発 	

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画【概要版】

改訂年月 令和7（2025）年3月

お問合せ先 蒲郡市 市民生活部 環境清掃課

〒443-0105 愛知県蒲郡市西浦町口田土1

TEL 0533-57-4100